⑬　維持修繕工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事）
⑭　河川しゅんせつ工事(しゅんせつ工事)
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（鋼構造物工事、機械器具設置工事）
⑳　通信設備工事（鋼構造物工事、電気通信工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）

Ⅱ　港湾・空港工事
㉒　港湾土木工事（土木一式工事）
㉓　空港等土木工事（土木一式工事）
㉔　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
㉕　空港等舗装工事（ほ装工事）
㉖　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

Ⅲ　農林工事
㉗　農林土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事）
㉘　農林建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事）

［注］かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類である。

2　業種区分

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

3　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下⑴及び⑵において同じ。）は平成23年１月20日から平成23年１月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の10時00分から11時30分まで及び13時00分～16時00分までに、別記１に掲げる提出場所において申請書類の持参による申請を受け付ける。

また、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による建設工事の申請者は、平成22年12月１日から平成23年１月14日まで（当日消印有効）の間に、別記２に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、郵送による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、平成22年12月１日から平成23年１月14日まで（当日消印有効）の間に、別記２に掲げる提出場所に郵送するものとする。

また、インターネットの使用による建設工事の申請者は、平成22年12月１日から平成23年１月14日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqr.mlit.go.jp

また、インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は平成22年12月１日から平成23年１月14日までの間に、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信するものとする。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成23年２月１日以降随時に、別記２に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」は、次のホームページアドレスへのアクセスにより取得するものとする。

http://www.ogb.go.jp/choutatu/kouji.htm

②　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、次のホームページアドレスへのアクセスにより取得するものとする。

http://www.ogb.go.jp/choutatu/sokuryou_kensetu.htm

③　インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、平成22年11月１日から平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

④　インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより平成22年11月１日から平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成22年11月１日から平成23年１月14日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の④から⑦までに掲げる書類を添付し別記３に掲げる送付先に郵送するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、持参又は郵送により、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類の提出部数は１部とする。

インターネットの使用による建設工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴③によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴③により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。この場合において、添付書類として次の（建設工事に係る添付書類）④に掲げる書類を別記４に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

インターネットの使用による測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴④によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴④により入手したパスワードを用いて、送信するものとする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書等
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から６（建設工事）⑵に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類